別　紙　1

競争参加資格確認のための書類及び総合評価のための書類

1　競争参加資格確認のための書類

(1) 令和９年度の国の競争参加資格（全省庁統一資格）一般競争（指名競争）資格審査結果通知書の写し　・・・１部

(2) 履行できる旨の誓約書**（見本添付）**　・・・１部

(3) 暴力団排除条項に該当しない旨の誓約書**（見本添付）**　・・・１部

(4) 過去５年間に６００床以上の病床数を有する病院の清掃業務を２年以上継続して行った実績を証明する書類（本学医学部附属病院において実績を有する場合はこの限りではない。）　・・・１部

(5) 医療関連サービスマーク認定証書　・・・１部
（医療法施行規則に適合し、適正な体制を構築している業者を選定するため）

(6) ＩＳＯ９００１又はＩＳＯ１４００１の認定証の写し
ただし、登録活動範囲が「建築物の清掃業務の提供等」であること。　・・・１部
（業務の性質上、常に高品質なサービスが必要とされ、継続的な改善を行うことができる体制を構築していることが求められるため）

(7) 代理人が入札する場合において入札権限に関する書類（委任状等）　・・・１部

2　総合評価のための書類

(1) 会社案内（パンフレット等）　・・・１部

(2) 参考見積書（３年間業務の総額、最低賃金等人件費確認のため要内訳）　・・・１部

(3) 建築物環境衛生管理技術者資格を有する者が在籍することを確認できる書類
（資格取得を確認できる書類の写し及び雇用保険被保険者資格取得等確認通知書、給与証明書等）　・・・１部

(4) 作業責任者（病院清掃受託責任者）となる者が社員であることを確認できる書類（雇用保険被保険者資格取得等確認通知書、給与証明書等）及びその者の経歴又は資格を確認できる書類（人事記録簿、履歴書等）　・・・１部

(5) 別冊の本学仕様書、図面、契約書（案）及び契約等基準に基づき、以下の事項を明示した「作業計画書」等**（見本添付）**　・・・各１部

①　日常清掃における清掃作業員別時系列清掃場所一覧表（様式任意）

②　清掃区分ごとの作業方法（様式任意）
なお、本学仕様書の内容を全て踏まえた上で、請負者が実施する作業方法を具体的に記載すること。

③　作業責任者が実施する巡回点検（清掃区分ごと）の内容とその方法を示した表及び巡回ルート図とそのスケジュール表（様式任意）

④　緊急時・苦情処理対応体制図**（見本添付）**

(6) その他、総合評価の評価基準に示す教育・研修体制、認定証及び証明書の写し等の確認できるもの　・・・各１部

作成例

誓　　約　　書

令和　　年　　月　　日

浜 松 医 科 大 学　　御中

住　所
会社名
代表者　　印

貴学が令和８年１１月２日付け入札公告した「浜松医科大学医学部附属病院等清掃業務一式」（令和９年１月５日開札）について、下記事項を遵守することを誓約します。

記

１．開札の結果、当社が落札しましたら、貴大学が本業務に関する入札説明書で落札後の要求要件として掲げてある事項を遵守します。

２．要員の配置等を速やかに行い履行期間の令和９年４月１日から令和１２年３月３１日までの間、貴学が本業務に関する入札説明書で提示するとおりの履行を完全に行います。

３．本業務の履行にあたり、他業者等に再委託を行いません。

作成例

誓　　約　　書

令和　　年　　月　　日

浜 松 医 科 大 学　　御中

住　所
会社名
代表者　　印

貴学が令和８年１１月２日付け入札公告した「浜松医科大学医学部附属病院等清掃業務一式」（令和９年１月５日開札）について、下記事項を遵守することを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

１．競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成１８年法律第５１号。以下「法」という。）第１０条第４号及び第６号から第９号の暴力団排除条項に該当しないこと。

２．暴力団又は暴力団関係者を再委託先としないこと。

３．法第１０条各号の競争参加資格の欠格事由に該当しないこと。

別 紙 2

落札者に対して求める書類

応札時に提出した関係書類のうち、以下に掲げるものに変更が生じた場合は、変更後の書類を提出すること。

１．清掃業務受託責任者・受託責任補助者選任届（別紙様式１）

２．確定の清掃従事者名簿（別紙様式２）

（氏名、年齢、性別、医療機関での清掃業務の経験年数、研修の受講の有無）

３．受託業務の責任者及び清掃従事者の健康診断書（写）

HB関係検査、胸部レントゲン検査を行うこと。

４．確定した清掃従事者名簿に記載されている全員分の研修実施状況及び受講者名簿

５．確定の清掃用資機材一覧表

① 資機材一覧表、資機材の写真添付

② 資機材をリース等により使用予定の場合はリース契約書の写し

資機材搬入時に本学担当職員の確認を受けること。

・各１部提出してください。

・すべての書類には、会社名、代表者名を記載し、代表者印を押印してください。

・上記書類は、令和９年３月２９日１７時００分までに提出してください。

別 紙 3

請負代金債権を譲渡する予定がある場合の契約条項

（請負代金債権の譲渡）

第〇条　受注者は、次の各号に掲げる者（以下「譲受人」という。）に対して、請負代金債権を譲渡することができる。

一　信用保証協会

二　中小企業信用保険法施行令（昭和２５年政令第３５０号）第１条の３に規定する金融機関

三　資産の流動化に関する法律（平成１０年法律第１０５号）第２条第３項に規定する特定目的会社

四　信託業法（平成１６年法律第１５４号）第２条第２項に規定する信託会社

２　受注者は、譲受人との請負代金債権の譲渡に関する契約には、譲受人が当該請負代金債権を他の第三者に譲渡し若しくは質権を設定しその他請負代金債権の帰属並びに行使を害すべき行為をしてはならない旨の条件を付さなければならない。

３　発注者は、受注者又は譲受人から第１項の規定に基づく請負代金債権の譲渡に係る民法（明治２９年法律第８９号）第４６７条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成１０年法律第１０４号）第４条第２項に規定する承諾の依頼を受けたときは、請負代金債権の譲渡を承諾するまでに、受注者に対して生じた事由をもって譲受人に対抗できることを条件として承諾するものとする。